

評価手数料に関する規則

第 1 条 この規則は、一般社団法人薬学教育評価機構が実施する 6 年制薬学教育プログラムの評価に関する評価手数料について定める。

第 2 条 本評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たり 3,000,000 円とする。

2 再評価および追評価に関する評価手数料は、申請 1 件当たりそれぞれ 700,000 円とする。

3 前項の評価手数料については、評価する内容に応じて、500,000 円を上限として上乗せすることがある。

4 前各項に定める評価手数料は、消費税分を上乗せして納入しなければならない。

第 3 条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第 4 条 納入された評価手数料と消費税は原則として返却しない。

第 5 条 この規則の改廃は、理事会が実施する。

附則 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。